

## 米国輸出管理規則改定の日本企業への影響

### ◆輸出管理規則が改定され、Entity List掲載企業の関連企業も規制対象に

米国の輸出管理規則は、国外の軍事産業など米国の安全保障に脅威を及ぼす懸念のある企業などをEntity Listに掲載し、兵器に転用される恐れのある品目（EAR規制品目）をEntity List掲載企業に輸出する場合は、商務省の許可が必要な制度となっている。

2025年9月29日、米国の商務省産業安全保障局は、輸出管理規則を改定すると発表した。改定案では、Entity List掲載企業だけでなく、それらの企業が直接・間接的に株式を50%以上保有する関連企業との取引も規制対象となった。また、50%以上保有されていなくても、Entity List掲載企業と関係があり、実質的に支配されている可能性がある場合には、輸出するEAR規制品目が兵器に流用されないことを確認することが義務付けられた。

### ◆米国の輸出管理規則は日本に所在する企業にも影響を及ぼす

米国の輸出管理規則は、米国からEAR規制品目を直接輸出していない日本企業にも2つの点から影響を与える。一つ目は再輸出規制だ。例えば、日本に所在する企業が米国からEAR規制品目を輸入し、それを組み込んだ製品を第三国に輸出する場合、米国の輸出管理規則が適用される（域外適用）。二つ目は日本の経済産業省のキャッチオール規制だ。キャッチオール規制とは、輸出規制品目以外でも、兵器などに転用される懸念がある場合に、経済産業大臣の輸出許可が必要となる制度である。米国のEntity List掲載企業は「兵器に転用される恐れのある企業」という位置づけであり、Entity List関連企業への規制の拡大により、経済産業大臣の輸出許可が必要な輸出先が増加する可能性がある。

今回発表された改定案で、Entity List掲載企業の関連企業も規制対象となったことで、デューデリジェンスの難易度が格段に上がった。米中協議の動向により実際の施行時期は流動的であるものの、施行された際には、輸出先企業の「株主」がEntity Listに掲載されているかを手作業で確認することは容易ではなく、チェックシステムの導入などで対応するしかなさそうだ。 【今村弘史】